

大樹町南通 1 丁目分譲地（令和 5 年度分譲地）売払要領

1 分譲地概要

所在地 広尾郡大樹町南通 1 丁目 7 番地 2・3・4・5・6・7
区画数 6 区画
分譲価格 別表のとおり

2 設備の概要

上下水道 完備（住宅への引込部分は自己負担）

3 分譲条件

大樹町在住又は居住希望の個人で、土地引渡し後 5 年以内に自己が居住する住宅を建築し住まれる方。1 人 1 区画のみ購入可能。

4 売買契約の締結及び売買代金の納付

買受人決定後、速やかに土地売買契約を締結する。契約書に必要な費用（収入印紙）は買受人の負担とする。

売買代金については、売買契約締結後、30 日以内に全額を納付する。

5 土地の引き渡し日

引渡しが可能となった時点で別途通知する。

6 土地の所有権移転

所有権移転登記については、売買代金納付確認後に町で行う。登記に要する費用（収入印紙）は買受人の負担とする。

所有権移転登記の際には、5 年間の買戻し特約登記を付し、土地引渡し後 5 年以内に自己が居住する住宅を建築しなかった場合は、町が買い戻す。

7 申込方法

申込期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで

申込先 総務課経理管財係

申込方法 別紙申込書による。

大樹町内外を問わず、1 世帯 1 区画とし、不動産業者は対象外とします。

※ 期間内に申し込みがなかった区画については、以後、先着順で決定する。

8 問合せ先

大樹町役場 総務課経理管財係 電話：01558-6-2111

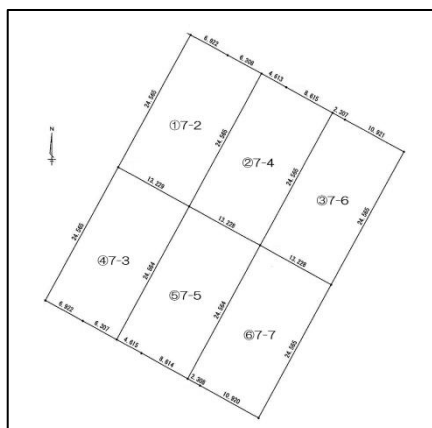
◆分譲地位置図



【分 譲 価 格】

地 番	面 積	分 譲 価 格
①南通 1 丁目 7-2 (北)	324.97 m ² (98.47 坪)	2,599,000 円
②南通 1 丁目 7-4 (北)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,599,000 円
③南通 1 丁目 7-6 (北)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,599,000 円
④南通 1 丁目 7-3 (南)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円
⑤南通 1 丁目 7-5 (南)	324.94 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円
⑥南通 1 丁目 7-7 (南)	324.95 m ² (98.46 坪)	2,737,000 円

【分譲区画図】



問合せ先：大樹町役場総務課経理管財係
電話：6-2111 (内線203)